

個人情報の保有目的以外の利用・提供に関する調査結果表

精査中

平成15年5月28日現在  
総務部文書学事課

「 手続」: 担当者で判断し提供 決裁を経て提供(決裁権者を記入) 審査会等を開催して提供 その他(具体的に記入)  
「 利用・提供の方法」: 文書 フロッピーディスク 電子メール その他(具体的に記入)

保有課所名	利用・提供した個人情報の内容	利用・提供先	利用・提供個人情報の利用目的	提供件数	利用・提供情報に含まれる事項						根拠・理由	手続	利用・提供の方法
					氏名	生年月日	性別	住所	その他	その他の内容			
1 税務課	不動産取得税に関する帳簿書類	長野県内10税務署	国税(譲渡所得税、贈与税)の課税のため	37,418						1 権利義務者 共有者数及び共有持分 2 受付年月日、 原因年月日、 原因コード 3 物件 所在地、家屋番号、地目 コード、建物(種類コード、 構造コード、総階数、階)、 面積、共有、価額(固定資 産税評価額、財産評価額、 見込時価額)	3号(昭和29年9月20日 付け自乙府発第195号自 治庁次長通達「国と地方 団体との税務行政運営上 の協力について」に基づ き、国税の課税のため提 供することが適当であるた め)	課長(委託契約)	(毎月の所有権移転登 記分については、資料せ んにより提供) (前年度の家屋の新增 築分に関するデータにつ いては、税務署から持ち込 まれたMTにデータを編集 して提供)
2 税務課	食品関係営業許可事務における 登録データ(特徴者異動状況調べ)	長野県内10税務署	国税(所得税)の課税のため	不明(食 品環境水 道課にて 保管して いるデー タのため)						1 申請区分 許可(廃業)年月日 業種名 2 屋号 申請者氏名 郵便番号 3 店舗所在地 申請者住所 4 郵便番号 呼出年月日 5 特別地方消費税整理番 号 6 登録済サイン	3号(昭和29年9月20日 付け自乙府発第195号自 治庁次長通達「国と地方 団体との税務行政運営上 の協力について」に基づ き、国税の課税のため提 供することが適当であるた め)	課長(委託契約)	前年度分: (税務署から 持ち込まれたMTに食品環 境水道課から提供を受け たデータを編集して登録) 当月分: (地方事務所毎 の一覧表)
3 税務課	自動車異動データ	警察本部	車両情報を検索するため	857,649						自動車検査証の記載内容	3号 (凶悪事件の捜査を円滑 に進めるため、当該情報 提供には相当な理由があ ると判断したため。)		磁気ディスクを県警がコ ピー
4 税務課	自動車登録データ	関東信越国税局	国税(所得税)の課税業務のため	1,042,320						自動車検査証の記載内容	3号 (国と地方団体との税務行 政運営上の協力について (自治省通達)による。)	(課長)	磁気テープ
5 税務課	自動車課税除外・保留情報	国土交通省 北陸信越運輸局 長野運輸支局	自動車の抹消登録促進のため	13,529						自動車登録番号、課税区分 (課税、非課税、課税保留、 課税除外等)	3号 (課税除外・保留した自動 車の抹消登録を行うこと が県財政上必要であり、 提供することが適当である ため。)	(係長)	
6 税務課	県知事表彰候補者の滞納情報	産業技術課	知事表彰候補者の審査のため 「火薬類に関する知事表彰」 「電気工事保安功労者等知事表 彰」	4						県税の滞納の有無	3号 (商工部の表彰基準に基 づき、審査の上で必要な 情報提供と判断した。)	(係長)	(口頭)
7 税務課	税理士登録に関する欠格事項	税理士会	税理士法第21条第2項による税 理士登録に関する欠格事項の 調査	16						税理士法第4条及び第24条 による欠格事項の有無 (不正に県税の賦課徴収を 免れたことがあるか 等)	4号 (円滑な税理士登録審査 のため必要な情報提供と 判断した)	(課長)	

個人情報の保有目的以外の利用・提供に関する調査結果表

精査中

平成15年5月28日現在  
総務部文書学事課

「 手続」： 担当で判断し提供 決裁を経て提供(決裁権者を記入) 審査会等を開催して提供 その他(具体的に記入)  
「 利用・提供の方法」： 文書 フロッピーディスク 電子メール その他(具体的に記入)

	保有課所名	利用・提供した個人情報の内容	利用・提供先	利用・提供個人情報の利用目的	提供件数	利用・提供情報に含まれる事項					根拠・理由	手続	利用・提供の方法	
						氏名	生年月日	性別	住所	その他				その他の内容
8	地方事務所 税務課	不動産取得税県評価分家屋評価データ	市町村	固定資産税の賦課徴収のため	1181						評点算出表(写)及び平面図	1号 (地方税法第73の21第3項)	(地方事務所長)	
9	地方事務所 税務課	自動車税課税台帳	福祉事務所	生活保護法第29条による保護決定のための調査	3	○					自動車登録番号 課税年度 税額	2号	(課長)	
10	地方事務所 税務課	自動車税課税台帳	町(福祉課)	福祉タクシー利用料金助成事業の実施のため	122	○					自動車税身障者減免対象者に該当するか	3号 (資料提供が適当であるため。)	(課長)	
11	地方事務所 税務課	自動車税課税台帳	福祉事務所	生活保護法第29条による保護決定のための調査	4						課税されている自動車の登録番号、車種、年式、自動車税納付状況	2号	(課長)	
12	地方事務所 税務課	自動車保有の有無	地方事務所 厚生課	生活保護法第29条による保護決定のための調査	3						自動車保有の有無	2号	(公文書による決裁は無いが組織としての意志決定はしている。)	(口頭)
13	地方事務所 税務課	滞納状況・処分状況	市町村	滞納整理等のため	50						滞納状況・処分状況	3号 (国と地方団体との税務行政運営上の協力について(自治省通達)による。)		(口頭)
14	地方事務所 税務課	自動車保有の有無等	税務署	滞納整理等のため	30						自動車登録番号	3号 (国と地方団体との税務行政運営上の協力について(自治省通達)による。)		(口頭)
15	児童相談所	児童記録ファイル	障害者職業センター 公共職業安定所	知的障害児(者)の雇用に関し、職場適応訓練期間、委託料の特定のため	27						知能検査、IQ値 ADL	2号(本人から同意を得ているため)	(所長)	
16	知的障害者 更生相談所	知的障害者記録ファイル	障害者職業センター 公共職業安定所	知的障害児(者)の雇用に関し、職場適応訓練期間、委託料の特定のため	35						知能検査、IQ値 ADL	2号(本人から同意を得ているため)	(所長)	
17	知的障害者 更生相談所	知的障害者記録ファイル	警察 地方検察庁	当該者の関わる事件の捜査のため	3						知能検査名 知能検査IQ値 知的障害の程度 知的障害の状況	3号(当該者が違法行為を行っており、情報を提供することが適当であるため)	(所長)	
18	児童相談所	児童記録ファイル	病院	知的障害児(者)の年金、特別児童扶養手当申請用診断書作成のため	70						知能検査名 知能検査実施年月日 知能検査IQ値	2号(本人から同意を得ているため)		電話にて 口頭で提供
19	知的障害者 更生相談所	知的障害者記録ファイル	病院	知的障害児(者)の年金、特別児童扶養手当申請用診断書作成のため	30						知能検査名 知能検査実施年月日 知能検査IQ値	2号(本人から同意を得ているため)		電話にて 口頭で提供

個人情報の保有目的以外の利用・提供に関する調査結果表

精査中

平成15年5月28日現在  
総務部文書学事課

「 手続」: 担当者で判断し提供 決裁を経て提供(決裁権者を記入) 審査会等を開催して提供 その他(具体的に記入)  
「 利用・提供の方法」: 文書 フロッピーディスク 電子メール その他(具体的に記入)

	保有課所名	利用・提供した個人情報の内容	利用・提供先	利用・提供個人情報の利用目的	提供件数	利用・提供情報に含まれる事項					根拠・理由	手続	利用・提供の方法	
						氏名	生年月日	性別	住所	その他				
20	児童相談所知的障害者更生相談所	知的障害者の判定結果	職業安定所	国による雇用対策のため	22						Q、ADL(日常生活動作)の状況	2号	(所長) (知的障害者更生相談所次長)	
21	婦人相談所	婦人保護台帳	長野地方裁判所	保護命令事件審理のための書面提出	1						相談、保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容	1号(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第14条第2項の定めによるため)	(所長)	
22	婦人相談所	電話相談記録ファイル	長野地方裁判所	保護命令事件審理のための書面提出	1						相談を受けた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容	1号(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第14条第2項の定めによるため)	(所長)	
23	西駒郷	利用者名簿	警察官駐在所	駐在所依頼	250							3号(利用者の保護のため)	次長に口頭了解	
24	医務課	准看護師知事免許登録の有無	警察署	捜査のため	1						免許種別及び登録事項(本籍、登録番号、登録年月日等)	3号(免許登録者が違法行為を行っており、情報を提供することが適当であるため。)	(課長補佐兼医療係長)	
25	医務課	准看護師知事免許登録の有無	警察署	捜査のため	1						免許種別及び登録事項(本籍、登録番号、登録年月日等)	3号(免許登録者が違法行為を行っており、情報を提供することが適当であるため。)	(課長補佐兼医療係長)	
26	保健所	食品衛生法第21条第1項に基づく許可	警察署	刑事訴訟法第197条第2項	15						許可申請の当初許可年月日、有効年限等	3号(刑事訴訟のために緊急に行う必要があり、提供することが適当であるため。)	(課長)	
27	保健所	食品衛生法第21条第1項に基づく許可	警察署	刑事訴訟法第197条第2項	5						許可申請の当初許可年月日、有効年限等	3号(刑事訴訟のために緊急に行う必要があり、提供することが適当であるため。)	(課長)	
28	保健所	食品衛生法第21条第1項に基づく許可	警察署	刑事訴訟法第197条第2項	4						許可申請の当初許可年月日、有効年限等	3号(刑事訴訟のために緊急に行う必要があり、提供することが適当であるため。)	(課長)	
29	保健所	食品衛生法第21条第1項に基づく許可	警察署	刑事訴訟法第197条第2項	1						許可申請の当初許可年月日、有効年限等	3号(刑事訴訟のために緊急に行う必要があり、提供することが適当であるため。)	(課長)	

個人情報の保有目的以外の利用・提供に関する調査結果表

精査中

平成15年5月28日現在  
総務部文書学事課

「 手続」： 担当者で判断し提供 決裁を経て提供(決裁権者を記入) 審査会等を開催して提供 その他(具体的に記入)  
「 利用・提供の方法」： 文書 フロッピーディスク 電子メール その他(具体的に記入)

	保有課所名	利用・提供した個人情報の内容	利用・提供先	利用・提供個人情報の利用目的	提供件数	利用・提供情報に含まれる事項					根拠・理由	手続	利用・提供の方法	
						氏名	生年月日	性別	住所	その他				
30	保健所	食品衛生法第21条第1項に基づく許可	弁護士会	弁護士法第23条の2(報告の請求)	1						許可申請の当初許可年月日	4号(許可申請者が違法行為を行っており、情報を提供することが適当であるため。)	(課長)	
31	保健所	食品営業許可に関する申請事項	警察署	捜査のため	11						許可申請の各申請項目等 ・営業の種類 ・許可年月日 ・有効年月日	3号(捜査にあたり、食品営業許可申請事項の情報が必要であり、個人情報を提供することが適当であるため。)	(所長)	
32	保健所	食品営業許可に関する申請事項	警察署	捜査のため	3						許可申請の各申請項目等 ・営業の種類 ・許可年月日 ・有効年月日	3号(捜査にあたり、食品営業許可申請事項の情報が必要であり、個人情報を提供することが適当であるため。)	(所長)	
33	保健所	食品営業許可に関する申請事項	国税局	国税滞納処分のため	8						許可申請の各申請項目等 ・営業の種類 ・営業所住所 ・営業所名称 ・許可年月日 ・有効年月日	3号(滞納整理のため、食品営業許可申請事項の情報が必要であり、個人情報を提供することが適当であるため。)	(所長)	
34	保健所	歯科診療所開設届に関する事項	警察署	捜査のため	1						歯科医師免許に関する事項 施設に関する事項	3号(捜査を行うために至急に行う必要があり、情報を提供することが適当であるため。)	(所長)	
35	保健所	食品衛生許可申請事項	警察署	捜査のため	6						食品営業許可申請の各申請項目 (許可年月日・業種等)	3号(捜査を行うために至急に行う必要があり、情報を提供することが適当であるため。)	(所長)	
36	保健所	食品衛生許可申請事項	税務署	所得税調査のため	1						食品営業許可申請の各申請項目 (許可年月日・業種等)	3号(調査のために至急に行う必要があり、情報を提供することが適当であるため。)	(課長)	(閲覧)
37	保健所	食品営業許可に関する申請事項	警察署	刑事訴訟法第197条第2項による捜査のため取調	33						申請書記載事項(営業の種類、許可年月日、申請者電話番号等)	3号(警察の捜査のために必要があり、提供することが適当であるため。)	(課長)	(電話による口頭での提供(口頭電話記録簿で決裁の後に提供))
38	保健所	食品営業許可台帳	警察署	捜査関係	2						許可申請の各申請項目(許可年月日等)	3号(捜査を行うために情報を提供することが適当であるため)	(所長)	
39	保健所	食品営業許可台帳	警察署	捜査関係	3						許可申請の各申請項目(許可年月日等)	3号(捜査を行うために情報を提供することが適当であるため)	(所長)	

個人情報の保有目的以外の利用・提供に関する調査結果表

精 査 中

平成15年5月28日現在  
総務部文書学事課

「 手続」： 担当で判断し提供 決裁を経て提供(決裁権者を記入) 審査会等を開催して提供 その他(具体的に記入)  
「 利用・提供の方法」： 文書 フロッピーディスク 電子メール その他(具体的に記入)

	保有課所名	利用・提供した個人情報の内容	利用・提供先	利用・提供個人情報の利用目的	提供件数	利用・提供情報に含まれる事項					根拠・理由	手続	利用・提供の方法	
						氏名	生年月日	性別	住所	その他				
40	保健所	食品営業許可台帳	弁護士会	立替金請求訴訟の遂行のため	1						許可申請の各申請項目(許可年月日等)	4号(訴訟遂行のために情報を提供することが適当であるため)	(所長)	
41	保健所	食品営業許可台帳	警察署	捜査関係	1						許可申請の各申請項目(許可年月日等)	3号(捜査を行うために情報を提供することが適当であるため)	(所長)	
42	保健所	食品営業許可台帳	検察庁	捜査関係	1						許可申請の各申請項目(許可年月日等)	3号(捜査を行うために情報を提供することが適当であるため)	(所長)	
43	保健所	食品営業許可台帳	税務署	税務上調査	2						許可申請の各申請項目(許可年月日等)	3号(税務調査のために情報を提供することが適当であるため)	(所長)	
44	保健所	食品営業許可に関する申請事項	警察署	捜査のため	53						許可申請の各申請項目	3号(捜査上提供することが適当)	(所長)	
45	保健所	食品営業許可に関する申請事項	税務署	税務調査のため	37						許可申請の各申請項目	3号(調査上提供することが適当)	(課長)	閲覧
46	保健所	食品営業許可に関する申請事項	労働基準監督署	労働基準法施行上必要なため	2						許可申請の各申請項目	3号(調査上提供することが適当)	(所長)	
47	保健所	食品営業許可に関する申請事項	弁護士会	訴訟提起のため	2						許可申請の各申請項目	4号(捜査上提供することが適当)	(所長)	
48	保健所	食品営業許可に関する申請事項	警察署	捜査のため	6						許可年月日、有効年月日、営業所所在地、名称、廃業年月日、許可番号、	3号(警察が当該施設の調査を行っており、提供することが適当であるため。)	(所長)	
49	保健所	食品営業許可台帳	警察署	刑事訴訟法(第197条第2項)による捜査のため	27						食品営業許可台帳の写し	3号(違法行為の捜査のため、情報を提供することが適当であるため。)	課長	

個人情報の保有目的以外の利用・提供に関する調査結果表

精査中

平成15年5月28日現在  
総務部文書学事課

「 手続」： 担当で判断し提供 決裁を経て提供(決裁権者を記入) 審査会等を開催して提供 その他(具体的に記入)  
「 利用・提供の方法」： 文書 フロッピーディスク 電子メール その他(具体的に記入)

	保有課所名	利用・提供した個人情報の内容	利用・提供先	利用・提供個人情報の利用目的	提供件数	利用・提供情報に含まれる事項					根拠・理由	手続	利用・提供の方法	
						氏名	生年月日	性別	住所	その他				
50	保健所	食品営業許可に関する事項	警察署	生活安全に係る調査のため	1						当初許可年月日	3号(警察が当該施設の調査を行っており、提供することが適当であるため。)	(課長)	(口頭により回答)
51	保健所	食品営業許可に関する事項	国税局	所得税、法人税、相続税、消費税調査のため	13						当初許可年月日、事業所の名称、許可有効年月日、廃止年月日	3号(国税局における各税目の調査について、情報を提供することが適当であるため。)	(課長)	
52	保健所	食品営業許可に関する事項	個人(照会施設の元従業員)	個人の財産の安全確保のため。(給料未払い、サラ金への名義貸し)	1							4号(許可申請者が照会者の財産の安全を脅かす可能性があり、情報を提供することがやむを得ないため。)	(課長)	(口頭により回答)
53	県立病院	医事データ	長野地方検察庁	捜査のため	19						入院(通院)期間 治療状況 その他医師所見	3号(捜査に必要があり、提供することが適当であるため。)	(院長)	
54	県立病院	医事データ	警察署	捜査のため	1						死体検案書の写しの請求	3号(捜査に必要があり、提供することが適当であるため。)	(院長)	
55	県立病院	患者情報	検察庁(又は警察署)	刑事事件捜査のため	9						病名、入院履歴、症状、治療状況等	3号((元)患者が違法行為を行っており、情報を提供することが適当であるため。)	(院長)	
56	県立病院	診療情報	本人	自動車損害賠償責任保険後遺症診断に使用するため	1						診療情報	2号(本人に提供)	(院長)	
57	県立病院	診療内容	検察庁	刑事訴訟の遂行のため。(交通事故捜査のため。)	3						病名、入院期間、治療内容、後遺症の有無他	2号	(院長)	
58	県立病院	受診状況	警察署	刑事訴訟の遂行のため。	2						受診の有無、付添い者の有無、入院履歴	2号	(院長)	
59	県立病院	診療内容	裁判所	民事訴訟の遂行のため。(損害賠償請求事件のため。)	1						診療録、看護記録 X線・MRI・超音波画像 病理検査他検査所見録	1号(民事訴訟法第223条に基づく文書提出命令)	(院長)	

個人情報の保有目的以外の利用・提供に関する調査結果表

精査中

平成15年5月28日現在  
総務部文書学事課

「 手続」: 担当で判断し提供 決裁を経て提供(決裁権者を記入) 審査会等を開催して提供 その他(具体的に記入)  
「 利用・提供の方法」: 文書 フロッピーディスク 電子メール その他(具体的に記入)

	保有課所名	利用・提供した個人情報の内容	利用・提供先	利用・提供個人情報の利用目的	提供件数	利用・提供情報に含まれる事項					根拠・理由	手続	利用・提供の方法	
						氏名	生年月日	性別	住所	その他				
60	環境自然保護課	長野県自然観察インストラクターの登録状況	警察署	捜査のため	1						登録の有無 登録年月日 仕事内容	3号(刑事訴訟法第197号第2項による照会について報告を求められたため)	(課長)	
61	環境自然保護課	長野県自然保護レンジャーの委嘱状況	警察署	捜査のため	1						委嘱の有無 委嘱年月日 仕事内容	3号(刑事訴訟法第197号第2項による照会について報告を求められたため)	(課長)	
62	産業技術課	第一種電気工事士新規免状交付者情報	独立行政法人 製品評価基盤機構 (旧財団法人電気工事技術講習センター)	電気工事士法に基づく講習業務のため	75						交付番号、電気工事士免状を受ける資格、電話番号、交付年月日	4号(電気工事士法第4条の3に基づく第一種電気工事士に対する定期講習を的確に実施するための名簿の作成)	(課長)	
63	地方事務所 林務課	狩猟者台帳、 狩猟免許更新事務許可文書伺簿	警察署	銃刀法違反捜査のため	1						職業 狩猟免許交付(更新)年月日 狩猟者登録年月日 狩猟免許更新試験結果	3号(銃刀法違反捜査のため提供することが適当であるため)	(地方事務所長)	
64	地方事務所 林務課	狩猟者登録事項 狩猟免許に関する事項	警察署	捜査のため	1						狩猟者登録の各登録事項 狩猟免許に関する事項	3号(該当者の登録の有無が、捜査機関の法律上の判断に必要であり、情報を提供することが適当であると認められるため。)	(林務課長)	
65	地方事務所 林務課	森林簿	税理士 (代理請求)	被相続人の相続税の財産確認のため	24						個人保有資産 (山林面積、立木)	2号	(林務課長) (林務部林政課長へ 事前協議)	(該当部分をコピー)
66	建設事務所	土地買収関係資料	長野県企画局	地価調査のため。	57						買収土地の地番、地目、地積、買収単価	3号(地価調査のためであり、提供することが適当であるため。)	(課長)	
67	建設事務所	土地買収関係資料	国土交通省	地価公示に関する調査のため。	17						買収土地の地番、地目、地積、買収単価	3号(地価公示に関する調査のためであり、提供することが適当であるため。)	(課長)	
68	建設事務所	平成11年度測量試験費(賃金)	警察署	捜査のための差し押さえ	2綴						支払額等	1号	強制捜査	
69	建設事務所	平成12年度測量試験費(賃金)	警察署	捜査のための差し押さえ	1綴						支払額等	1号	強制捜査	
70	建設事務所	平成13年度測量試験費(賃金)	警察署	捜査のための差し押さえ	1綴						支払額等	1号	強制捜査	

個人情報の保有目的以外の利用・提供に関する調査結果表

精査中

平成15年5月28日現在  
総務部文書学課

「 手続」： 担当者で判断し提供 決裁を経て提供(決裁権者を記入) 審査会等を開催して提供 その他(具体的に記入)  
「 利用・提供の方法」： 文書 フロッピーディスク 電子メール その他(具体的に記入)

	保有課所名	利用・提供した個人情報の内容	利用・提供先	利用・提供個人情報の利用目的	提供件数	利用・提供情報に含まれる事項					根拠・理由	手続	利用・提供の方法	
						氏名	生年月日	性別	住所	その他				その他の内容
71	建設事務所	平成14年中に県が買収した土地で、12月末までに登記が完了しない物件	市(税務課)	固定資産税課税事務の参考とするため	116						登記面積、買収面積、取得理由	3号(使用目的が明確で、提供の必要性が認められ、範囲として最小限の情報提供であるため。	(課長)	
72	建設事務所	平成14年中に県が買収した土地で、12月末までに登記が完了しない物件	市(税務課)	固定資産税課税事務の参考とするため	68						登記面積、買収面積、取得用途、買収年月日	3号(使用目的が明確で、提供の必要性が認められ、範囲として最小限の情報提供であるため。	(課長)	
73	建設事務所	建設業許可申請書及び許可書	個人	住民監査請求のため	1						建設業許可業種、建設業資格保有状況、工事経歴、使用人数、役員等経歴等	1号(住民監査請求)	(閲覧簿記載)	(閲覧)
74	建設事務所	公共事業移転補償に伴う滅失建物一覧	市(税務課)	固定資産税の課税誤りの防止	1						建物のべ面積	3号(課税誤りを防止するために情報を提供することが適当であるため)	(課長)	
75	建設事務所	建設工事変更請負契約書及び変更理由等	長野地方裁判所	立替金返還請求、労務代金反訴請求、貸金返還請求事件に係る調査囑託のため。	1						建設工事変更請負契約書及び変更理由等	1号(法令等の定めるところにより、記録情報を提供しなければならないとき。)	(所長)	
76	建設事務所	平成14年中における農地等の取得状況について	地方事務所長(農政課)	土地管理情報収集分析調査資料	45						買収年月 地目・面積	3号(長野県農政部が毎年実施している土地管理情報収集分析調査に必要な基礎資料であり、情報を提供することが適当であるため。)	(課長)	
77	高速道事務所	日本道路公団と土地売買の契約を締結した譲渡人の名簿等	地方事務所長(農政課)	平成13年度における農地等の転用状況調査のため	96						譲渡した農地等の所在 譲渡した農地等の地目 譲渡した農地等の面積	3号(調査の実施が国から委託を受けた都道府県が行うものとされているため。)	(所長)	
78	新幹線事務所	平成14年分公共事業による用地買収実績	市(税務課)	平成14年分個人所得税確定申告のため	131						買収した土地等の所在地、面積、補償額など	3号(円滑な確定申告の実施のため。)	(課長)	
79	住宅課	県営住宅入居者データ	弁護士(訴訟代理人)	県営住宅明渡訴訟遂行のため	17						滞納額 連帯保証人の住所、氏名等	1号(入居者が家賃を滞納しており、公営住宅法第32条の規定により提訴したため。)	(課長)	
80	地方事務所建築課	県営住宅入居者データ	警察署	捜査のため	5	○	○		○	○	職業・続柄	3号(捜査に提供することが適当であると認めため)	(建築課長)	
81	地方事務所建築課	県営住宅入居者データ	警察署	捜査のため	163						入居年月日	3号(捜査に提供することが適当であると認めため)	(建築課長)	



個人情報の保有目的以外の利用・提供に関する調査結果表

精 査 中

平成15年5月28日現在  
総務部文書学事課

「 手続」: 担当で判断し提供 決裁を経て提供(決裁権者を記入) 審査会等を開催して提供 その他(具体的に記入)  
「 利用・提供の方法」: 文書 フロッピーディスク 電子メール その他(具体的に記入)

	保有課所名	利用・提供した個人情報の内容	利用・提供先	利用・提供個人情報の利用目的	提供件数	利用・提供情報に含まれる事項					根拠・理由	手続	利用・提供の方法	
						氏名	生年月日	性別	住所	その他				
82	水道管理事務所	水道供給の事実	警察署	捜査のため	1						開栓年月日、電話番号、料金支払関係	3号(刑事訴訟法第197条第2項による)	所長	
83	水道管理事務所	水道供給の事実	警察署	捜査のため	1						開栓年月日、電話番号、料金支払関係	3号(刑事訴訟法第197条第2項による)	所長	
84	水道管理事務所	水道供給の事実	警察署	捜査のため	1						開栓年月日、電話番号、料金支払関係	3号(刑事訴訟法第197条第2項による)	所長	
85	水道管理事務所	水道供給の事実	警察署	捜査のため	1						開栓年月日、電話番号、料金支払関係	3号(刑事訴訟法第197条第2項による)	所長	
86	水道管理事務所	水道供給の事実	地方検察庁	捜査のため	1						開栓年月日、電話番号、料金支払関係	3号(刑事訴訟法第197条第2項による)	所長	
87	水道管理事務所	水道供給の事実	警察署	捜査のため	3						契約年月日、電話番号、料金支払関係、使用量	3号(刑事訴訟法第197条第2項による)	所長	
88	水道管理事務所	水道供給の事実	警察署	捜査のため	1						契約年月日、電話番号、料金支払関係、使用量	3号(刑事訴訟法第197条第2項による)	所長	
89	水道管理事務所	水道供給の事実	警察署	捜査のため	1						契約年月日、電話番号、料金支払関係、使用量	3号(刑事訴訟法第197条第2項による)	所長	